

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第8条
処 分 の 概 要：風俗営業の許可の取消し
原権者（委任先）：大分県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第3条（営業の許可）、第4条（許可の基準）、第7条（承認）、第7条の2（承認）及び第7条の3（承認）
処 分 基 準： 法第8条各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、以下のように、速やかに是正、回復等することができ、かつ、現に是正、回復等しようとしている場合等で悪意がない又はごく軽微なときを除き、風俗営業の許可（承認）を取り消す。 ・ 法第4条第1項第7号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者との密接な関係を絶とうとしているようなとき。 ・ 法第4条第1項第12号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているとき。
問 合 せ 先：大分県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係（電話097-536-2131）
備 考：